

環境影響評価準備書の審査書

事業名		(仮称)八の沢風力発電事業	
事業者名		株式会社斐太工務店	
事業実施区域		位置:北海道石狩市八幡町 ○対象事業実施区域:約208 ha ○土地使用面積(工事中):約5.56ha [内訳] ・作業・管理ヤード(風力発電機の設置等):約0.96ha ・工事用道路:約2.45ha ・土捨場:約1.07ha ・送電線(架線)用地:約1.08ha	
事業特性	事業の内容	風力発電所設置事業(陸上) 発電所の出力 総出力21,000kW(単機出力3,000kW 風力発電機を7基設置) 発電機の概要 ・ブレード枚数:3枚 ・ローター直径:約100~110m ・ローター中心までの地上高(ハブ高):約80~85m	
	工事の内容	①工事期間 工事開始時期:平成29年1月(予定) 試運転開始時期:平成31年6月(予定) 運転開始時期:平成31年10月(予定) ②工事工程 道路工事:約8ヶ月 造成・基礎工事:約9ヶ月 据付工事:約4ヶ月 試運転:約4ヶ月 ※11月~4月までは冬季休工の予定であり、上記月数には含まない。	
地予域測特・性評・価環結境果保全世	大気質	1. 現況	事業予定地周辺の一般環境大気測定局としては、南西側約19kmに樽川測定局、南南西約16kmに篠路測定局、南南東約16kmに篠津大気測定局がある。なお、事業予定地周辺に、自動車排出ガス測定局は設置されていない。 また、平成21~25年度の二酸化窒素の日平均値の年間98%値は0.022~0.036ppmであり、いずれの測定局も環境基準の長期的評価を達成していた。 二酸化窒素の年平均値は0.008~0.011ppmであり、いずれの測定局も横ばい傾向を示していた。 夏季、秋季、春季における降下ばいじん量は、0.2~2.3t/km ² /30日であった。
		2. 環境保全措置	・建設機械は、極力排出ガス対策型の建設機械を使用する。 ・近隣住居が分布する道道527号望来当別線に近い施工区域においては、建設機械の稼働が集中しないよう、作業の分散化に努める。 ・建設機械のアイドリングストップや過負荷運転の防止の徹底により、汚染物質排出量の低減を図る。 ・建設機械の点検、整備を徹底し、性能を維持する。 ・工事関係者に環境保全措置の内容を周知し、近隣住居に配慮した運転を行うよう指導を徹底する。 ・切土や盛土等の土木工事により裸地となる部分は、速やかに転圧、必要に応じて散水等を行うことにより、粉じんの発生を抑制する。 ・事業予定地内の工事用道路は、造成後速やかに転圧、碎石を敷設し、必要に応じて鉄板敷とすることにより、粉じんの発生を抑制する。 ・事業予定地出入口付近は、必要に応じて散水等を行うことにより、粉じんの発生を抑制する。

置 ・	騒音・超低周波音	3. 予測・評価	<p>・本事業においては、極力排出ガス対策型の建設機械を使用する等の環境保全措置を講じることにより、二酸化窒素の将来予測濃度(日平均値の年間98%値)は、最大寄与濃度出現地点で0.04971ppm、近隣住居で0.02694～0.02799ppmと予測した。これらの予測結果は、すべての地点で環境基準との整合が図られているものとする。また、建設機械からの二酸化窒素の寄与濃度は、近隣住居で0.00001～0.00042ppmと予測し、近隣住居に近い施工区域においては、建設機械の稼働が集中しないよう分散化に努める等の措置を講じることにより、さらなる影響の低減に努める。</p> <p>したがって、上記の環境保全措置を講じることにより、建設機械の稼働に伴う窒素酸化物による影響は、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。</p> <p>・建設機械の稼働に伴う降下ばいじん量は、0.09～2.78t/km²/月と予測した。また、裸地となる部分は、速やかに転圧、必要に応じて散水等の措置を講じることにより、さらなる粉じん等の低減に努める。</p> <p>したがって、上記の環境保全措置を講じることにより、建設機械の稼働に伴う粉じん等による影響は、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。</p> <p>・工事用資材等の搬出入に伴う降下ばいじん量は、0.45～1.83t/km²/月と予測した。また、必要に応じて散水等の措置を講じることにより、さらなる粉じん等の低減に努める。</p> <p>したがって、上記の環境保全措置を講じることにより、資材等の搬出入に伴う粉じん等による影響は、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。</p>
		1. 現況	<p>事業予定地周辺では、北海道または石狩市が、国道及び道道で面評価方式に基づく自動車交通騒音調査を実施している。</p> <p>本事業の工事用車両の主要な走行経路における道路交通騒音の調査結果をみると、近接空間ではすべての地点で昼間、夜間ともに基準値以下であり、非近接空間では一般国道231号及び道道81号岩見沢石狩線において基準値を超過する値がみられた。</p>
		2. 環境保全措置	<ul style="list-style-type: none"> ・工事工程の調整により、工事用車両が集中しないよう、搬入時期や時間帯の分散化に努める。 ・工事関係者は極力相乗りとし、工事用車両台数の低減に努める。 ・工事用車両の走行速度や積載量等の交通規制の遵守、アイドリングストップ等のエコドライブの徹底により、騒音の低減を図る。特に、八幡町五の沢集落や八幡町高岡集落を走行する際には、走行速度を落とし、騒音のさらなる低減に努める。 ・工事関係者に環境保全措置の内容を周知し、走行経路沿道の住民に配慮した運転を行うよう指導を徹底する。 ・建設機械は、極力低騒音型の建設機械を使用する。 ・近隣住居が分布する道道527号望来当別線に近い施工区域においては、建設機械の稼働が集中しないよう、作業の分散化に努める。 ・建設機械のアイドリングストップや過負荷運転の防止の徹底により、騒音の低減を図る。 ・建設機械の点検、整備を徹底し、性能を維持する。 ・必要に応じて仮囲いを設置し、騒音の低減を図る。 ・工事関係者に環境保全措置の内容を周知し、近隣住居に配慮した運転を行うよう指導を徹底する。 ・風力発電機は、事業予定地の西側に分布する近隣住居等から可能な限り隔離して配置する。 ・風力発電機の選定にあたっては、音響パワーレベルの小さい機種を採用を検討する。 ・風力発電機は適切な維持管理を行い、異常音の発生を防止する。

	3. 予測・評価	<p><工事中資材の搬出入> 本事業においては、工事中車両台数の低減や工事中車両の分散化に努める等の環境保全措置を講じることにより、工事中の騒音レベルは、八幡町五の沢で60～63デシベル、八幡町高岡で61～64デシベル、八幡で65～66デシベル、ビトエで68～71デシベルと予測した。これらの予測結果は、環境基準等との整合が概ね図られているものとする。</p> <p>また、工事中車両による増加レベルは、通常工事が0～2デシベル、コンクリート打設時(1日/月程度)が0～4デシベルと予測し、集落内を走行する際には走行速度を落とす等の措置を講じることにより、さらなる騒音の低減に努める。</p> <p>したがって、上記の環境保全措置を講じることにより、資材等の搬出入に伴う騒音は、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。</p> <p><施設の稼働> 本事業においては、風力発電機を近隣住居等から可能な限り離隔して配置する等の環境保全措置を講じることにより、予測地点における施設稼働後の騒音レベルは、環境基準との整合が概ね図られているものとする。また、現況値からの増加レベルは、現況値を等価騒音レベル(LAeq)とした場合、近隣住居で昼間が0～1デシベル、夜間が1～2デシベル、石狩希久の園及び聚富小中学校では昼間、夜間とも0デシベルと予測し、現況値を騒音レベルの90%レンジ下端値(LA95)とした場合、近隣住居で昼間が1～6デシベル、夜間が1～5デシベル、石狩希久の園及び聚富小中学校では昼間が0～1デシベル、夜間が1デシベルと予測した。</p> <p>したがって、上記の環境保全措置を講じることにより、施設の稼働に伴う騒音は、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。</p>
振動	1. 現況	<p>事業予定地周辺において、振動に係る既存資料はない。</p> <p>道路交通振動レベル(L10)は、八幡町五の沢で昼間、夜間ともに30デシベル未満、八幡町高岡で昼間が32～36デシベル、夜間が30～31デシベル、八幡で昼間が32～34デシベル、夜間が30～31デシベル、ビトエで昼間が35～37デシベル、夜間が31デシベルであった。</p> <p>「振動規制法」で定める道路交通振動の要請限度(第1種区域)と比較すると、いずれの地点も要請限度を下回る値であった。</p>
	2. 環境保全措置	<ul style="list-style-type: none"> ・工事工程の調整により、工事中車両が集中しないよう、搬入時期や時間帯の分散化に努める。 ・工事関係者は極力相乗りとし、工事中車両台数の低減に努める。 ・工事中車両の走行速度や積載量等の交通規制の遵守、エコドライブの徹底により、振動の低減を図る。特に、八幡町五の沢集落や八幡町高岡集落を走行する際には、走行速度を落とし、振動のさらなる低減に努める。 ・工事関係者に環境保全措置の内容を周知し、走行経路沿道の住民に配慮した運転を行うよう指導を徹底する。
	3. 予測・評価	<p>本事業においては、工事中車両台数の低減や工事中車両の分散化に努める等の環境保全措置を講じることにより、工事中の振動レベルは、昼間が31～46デシベル、夜間が30デシベル未満～41デシベルと予測した。これらの予測結果は、すべての地点で要請限度との整合が図られているものとする。</p> <p>したがって、上記の環境保全措置を講じることにより、資材等の搬出入に伴う振動は、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。</p>
	1. 現況	<p>事業予定地周辺では、北海道または石狩市が、石狩川の3地点(いずれも補助地点)において、河川水質調査を実施している。</p> <p>調査地点はいずれも環境基準のB類型に該当しており、参考として調査結果を環境基準と比較すると、SS及び大腸菌群数で環境基準に適合しない値がみられた。</p> <p><水素イオン濃度> 各季の水素イオン濃度は、春季が6.7～7.3、夏季が7.0～7.2、秋季が7.0～7.4及び降雨時が6.8～7.0であった。</p> <p>いずれの地点も「生活環境の保全に関する環境基準」の水域類型が指定されていないため、参考として、知津狩川が流入する石狩川の水域類型(B類型)の環境基準と比較すると、各地点ともに環境基準値の範囲内であった。</p> <p><浮遊物質質量> 各季の浮遊物質質量は、春季が1～26mg/L、夏季が2～12mg/L、秋季が1mg/L未満～1mg/L及び降雨時が2～6mg/Lであった。</p> <p>参考として、B類型の環境基準と比較すると、春季のNo.2(八の沢合流後)で環境基準値を上回る値がみられた。</p>

水質	2. 環境保全措置	<ul style="list-style-type: none"> ・風力発電機及び連系変電所・開閉所用地の造成工事時には、仮設沈砂池を設置し、浮遊物質量の環境基準値(25mg/L)以下まで土粒子を沈殿させた後、上澄み水を事業予定地内に自然流下させる。 ・事業予定地内の工事用道路は、造成後速やかに転圧、砕石を敷設して濁水の発生を抑制するとともに、素掘側溝を設置し、雨水を自然流下させる。 ・造成法面及び土捨場は、造成後速やかに転圧するとともに、小段に排水溝、法尻に素掘側溝を設置し、雨水を自然流下させる。 ・土捨場の小段に集水ますを設置し、沢周辺部に雨水を自然流下させる。 ・激しい降雨が予想される場合には、事前にシート等で造成裸地を被覆し、濁水の発生を抑制する。 ・造成法面周辺の適切な場所に、土砂流出防止対策として、しがら柵等を設置する。 ・風力発電機用地、連系変電所・開閉所用地、造成法面、土捨場は、極力種子吹付により表土を保護し、土砂流出及び濁水の発生を抑制する。 ・工事関係者に環境保全措置の内容を周知し、工事中の濁水に配慮した工事を行うよう指導を徹底する。
	3. 予測・評価	<p>本事業では、風力発電機等の造成区域内に十分な処理能力を有する仮設沈砂池を設置する等の環境保全措置を講じることにより、仮設沈砂池出口における浮遊物質量(日平均値)は7.9~24.2mg/L、知津狩川に流入する浮遊物質量も同等以下と予測した。これらの予測結果は、目標とする環境基準との整合が図られているものと考えられる。</p> <p>また、工事用道路、造成法面及び土捨場については、速やかな転圧等による濁水発生抑制、事業予定地内における雨水の自然流下等の効果的な対策を講じることにより、工事中の知津狩川への影響は軽微であると予測した。</p> <p>したがって、上記の環境保全措置を講じることにより、建設機械の稼働及び造成等の施工に伴う水質への影響は、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。</p>
(猛禽類、バードストライク含む)動物	1. 現況	<p>既存資料によると、事業予定地及びその周辺で確認された動物は、哺乳類が6目8科20種、鳥類が19目52科224種、爬虫類が1目4科6種、両生類が2目3科3種、昆虫類が14目244科2,095種、魚類が8目13科34種、底生動物が16目23科25種であった。このうち事業予定地及びその周辺で生息が確認されている重要な種として、哺乳類のエゾシマリス、鳥類のマガン、コクガン、オジロワシ、オオワシ、クマガラ等、両生類のエゾサンショウウオ、昆虫類のモンズズメバチ等、魚類のエゾウグイ等、底生動物のモノアラガイ等が挙げられる。</p>
	2. 環境保全措置	<ul style="list-style-type: none"> ・風力発電機は、尾根部付近に設置し、また、現況地形を極力活用することにより、風力発電機用地の改変面積及び樹木伐採面積を抑える。 ・送電線は、極力地中埋設とし、動物の移動経路の分断を低減する。 ・丘陵斜面地の樹林を極力保全するとともに、風力発電機用地、連系変電所・開閉所用地、造成法面、土捨場は、極力種子吹付により表土を保護し、土砂流出及び濁水の発生を抑制し、動物の生息環境を保全する。なお、吹付を行う種子は、在来種を考慮して使用する。 ・希少猛禽類の営巣地に近い風力発電機用地の造成工事等にあたっては、猛禽類の繁殖時期を考慮して実施する等、可能な限り工事時期の調整を行う。 ・夜間工事は行わない。 ・改変区域外への工事関係者の立ち入りをできる限り制限することにより、動物の生息環境を保全する。 ・造成法面及び土捨場は、造成後速やかに転圧するとともに、小段に排水溝を設置し、雨水を自然流下させる。 ・必要に応じて設置する素掘側溝は、動物の落下または這い出しに配慮した構造とし、移動経路の分断を低減する。 ・工事関係者に環境保全措置の内容を周知徹底し、動物の生息環境の保全への配慮を徹底する。等
	3. 予測・評価	<p>上記の環境保全措置を講じることにより、造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設存在、施設の稼働による重要な種及び注目すべき生息地への影響は、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。</p> <p>また、事業計画の検討過程において風力発電機を1基減らし、改変面積を低減している。</p>

植物	1. 現況	<p>既存資料によると、事業予定地及びその周辺において生育が確認された植物は、120科780種であった。このうち、事業予定地及びその周辺で生育が確認されている重要な種として、ヤマシャクヤク、ベニバナヤマシャクヤク、カタクリ、サルメンエビネ等が挙げられる。</p> <p>また、事業予定地及びその周辺の植生は、シラカンバーミズナラ林が広く分布していた。事業予定地にはシラカンバーミズナラ林が広がっているが、尾根部には、ササ群落、ススキ群団が多く分布していた。</p>
	2. 環境保全措置	<ul style="list-style-type: none"> ・風力発電機は、尾根部付近に設置し、また、現況地形を極力活用することにより、風力発電機用地の改変面積及び樹木伐採面積を抑える。 ・風力発電機等の主要設備の配置にあたって、大径木を可能な限り保全する。 ・丘陵斜面地の樹林を極力保全するとともに、風力発電機用地、連系変電所・開閉所用地、造成法面、土捨場は、極力種子吹付により表土を保護し、土砂流出及び濁水の発生を抑制し、植物の生育環境を保全する。なお、吹付を行う種子は、在来種を考慮して使用する。 ・改変区域外への工事関係者の立ち入りをできる限り制限することにより、植物の生育環境を保全する。 ・重要な種は生育環境の保全を基本とするが、計画上やむを得ない場合には、専門家の助言を受け、事業予定地内において、生育地と同様の環境に移植することにより、個体群の保全を図る。 ・工事関係者に環境保全措置の内容を周知徹底し、植物の生育環境の保全への配慮を徹底する。ほか
	3. 予測・評価	<p>上記の環境保全措置を講じることにより、造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設が存在、施設の稼働による重要な種及び注目すべき生育地への影響は、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。</p> <p>また、事業計画の検討過程において風力発電機を1基減らし、改変面積を低減している。</p>
生態系	1. 現況	<p>事業予定地及びその周辺は、起伏に富んだ丘陵地であり、尾根から斜面にかけて樹林地が広がり、また、尾根部にはまとめてササ群落、ススキ群団等の乾性草地環境が、沢筋や平坦部等には水田雑草群落等の湿性草地環境が分布する。これらの環境を反映して、既存資料によると、樹林地ではエゾアカネズミ、シジウカラ等、乾性草地ではエゾユキウサギ、ヒナバタ等、湿性草地ではエゾヤチネズミ、エゾイトンボ等の生息が考えられる。また、高次消費者として、樹林、乾性草地ではキタキツネ、オオタカ、フクロウ等、湿性草地ではホンドイタチ、アオサギ等が挙げられる。</p>
	2. 環境保全措置	<ul style="list-style-type: none"> ・風力発電機は、尾根部付近に設置し、また、現況地形を極力活用することにより、風力発電機用地の改変面積及び樹木伐採面積を抑える。 ・送電線は、極力地中埋設とし、動物の移動経路の分断を低減する。 ・丘陵斜面地の樹林を極力保全するとともに、風力発電機用地、連系変電所・開閉所用地、造成法面、土捨場は、極力種子吹付により表土を保護し、土砂流出及び濁水の発生を抑制し、動植物の生息・生育環境を保全する。なお、吹付を行う種子は、在来種を考慮して使用する。 ・希少猛禽類の営巣地に近い風力発電機用地の造成工事等にあたっては、猛禽類の繁殖時期を考慮して実施する等、可能な限り工事時期の調整を行う。 ・夜間工事は行わない。 ・改変区域外への工事関係者の立ち入りをできる限り制限することにより、動植物の生息・生育環境を保全する。 ・激しい降雨が予想される場合には、事前にシート等で造成裸地を被覆し、濁水の発生を抑制する。 ・必要に応じて設置する素掘側溝は、動物の落下または這い出しに配慮した構造とし、移動経路の分断を低減する。 ・工事関係者に環境保全措置の内容を周知徹底し、動植物の生息・生育環境の保全への配慮を徹底する。ほか
	3. 予測・評価	<p>上記の環境保全措置を講じることにより、造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設が存在、施設の稼働による地域を特徴づける生態系への影響は、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。</p> <p>また、事業計画の検討過程において風力発電機を1基減らし、改変面積を低減している。</p>

景観	1. 現況	事業予定地及びその周辺は、事業予定地が位置する丘陵部と石狩川流域の低地部の大きく2つに区分される。また、事業予定地の西側約6kmには、石狩湾(日本海)が広がっている。 事業予定地及びその周辺の主な景観構成要素としては、丘陵部の樹林、低地部に広がる農地や市街地、石狩湾及び海岸、石狩川や当別川等の河川、湿地、砂丘、河畔林等が挙げられる。また、丘陵部には数多くのゴルフ場が整備されている。
	2. 環境保全措置	<ul style="list-style-type: none"> ・方法書段階の風力発電機WT8を取り止めることにより、眺望景観における風力発電機の出現本数を削減する。 ・風力発電機は、事業予定地の西側に分布する近隣住居等から可能な限り離隔して配置し、近隣の五の沢集落からの眺望景観への影響を低減する。 ・風力発電機の色は、「北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン」(平成27年11月、北海道)やご指導、ご意見を参考に、周辺の眺望景観との調和性が高いと考えられる色彩を検討し、採用する。 ・風力発電機は、尾根部付近に設置し、現況地形を極力活用することにより、風力発電機用地の改変面積及び樹木伐採面積を抑える。 ・送電線は、極力地中埋設とする。 ・丘陵地斜面の緑地を極力保全するとともに、風力発電機用地、連系変電所・開閉所用地造成法面、土捨場は、極力種子吹付による修景を図る。
	3. 予測・評価	上記の環境保全措置を講じることにより、地形改変及び施設の存在に伴う主要な眺望景観への影響は、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。一部の地点においては、近景として風力発電機が視認されるため、今後、各種ガイドラインや最新の動向を考慮し、周辺の眺望景観との調和性が高いと考えられる色彩の検討、採用などの措置を施し、影響の緩和に努めていく。
人と自然との触れ合いの活動の場	1. 現況	事業予定地及びその周辺の人と自然との触れ合いの活動の場としては、「北海道自然環境保全指針」で指定されている自然地域のほか、観光地である公園や湿原、海水浴場、パークゴルフ場、スキー場、河川緑地、ダム等がある。 事業予定地の東側は、「北海道自然環境保全指針」の身近な自然地域に指定されている八の沢自然林に隣接している。八の沢は、昭和35年まで石油採掘で栄えてきた地域であり、その後はミズナラ等が優占する自然林が発達し、現在は身近な樹林地として存在している。
	2. 環境保全措置	<ul style="list-style-type: none"> ・人と自然との触れ合いの活動の場である八の沢自然林及び五の沢林道を直接改変しない計画とする。 ・五の沢林道沿道の樹林は極力保全するとともに、風力発電機用地(WT7)及び土捨場(B4)の改変部分は、種子吹付、必要に応じて植栽による修景を図る。 ・風力発電機の色は、「北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン」(平成27年11月、北海道)やご指導、ご意見を参考に、周辺の眺望景観との調和性が高いと考えられる色彩を検討し、採用する。
	3. 予測・評価	本事業においては、八の沢自然林及び五の沢林道を直接改変せず、五の沢林道からの眺望景観に配慮する等の環境保全措置を講じることにより、地形改変及び施設の存在による五の沢林道及びその周辺の利用状況の変化の程度は小さいと予測した。また、八の沢自然林、五の沢林道周辺ともに利用環境の改変は生じない。したがって、上記の環境保全措置を講じることにより、地形改変及び施設の存在による人と自然との触れ合いの活動の場への影響は、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。
	1. 現況	石狩市の一般廃棄物(ごみ)は、焼却施設、破碎施設、最終処分場及びし尿処理施設を有する北石狩衛生センターにおいて処理を行っている。また、資源物(びん・缶・ペットボトル)については、リサイクルプラザで選別、圧縮、梱包し、リサイクルを推進している。 石狩市内の産業廃棄物許可処理施設は、焼却炉2施設、その他の中間処理施設25施設、最終処分場(安定型)1施設がある。

廃棄物等	2. 環境保全措置	<ul style="list-style-type: none"> ・資機材の搬入にあたっては、極力コンテナを利用するなど、産業廃棄物の発生量の低減を図る。 ・木くず(伐採樹木、コンクリート型枠)は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)に基づき、木くずの産業廃棄物リサイクル業者に委託し、全量をチップ等として有効利用(再資源化)する。 ・運搬用プラスチック梱包材は、すべて運搬業者の持ち帰りとし、運搬業者が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)に則り適正処理・処分を行う。 ・工事関係者及び運搬業者に環境保全措置の内容を周知徹底する。 ・風力発電機は、尾根部付近に設置し、現況地形を極力活用することにより、風力発電機用地の改変面積及び発生土量を抑える。 ・風力発電機の基礎は、直接基礎を基本とし、大規模な掘削に伴う発生土量を抑える。 ・切土や掘削に伴う建設発生土は、埋戻しや盛土により再利用し、余剰分は場内に設置する土捨て場で全量を処理し、場外への搬出は行わない計画とする。
	3. 予測・評価	上記の環境保全措置を講じることにより、工事の実施に伴い発生する産業廃棄物及び残土の発生量は、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。
事後調査	<ul style="list-style-type: none"> ○騒音・超低周波音 調査項目:騒音及び超低周波音 ○動物・生態系 調査項目:バードストライクの有無、希少猛禽類の生息状況 ○植物 調査項目:移植個体の生育状況 	
その他特記事項	—	
住民意見の概要及び事業者見解・関係都道府県知事意見・環境大臣意見	住民意見の概要及び事業者見解:平成28年度第3回風力部会資料 2-1-3参照 関係都道府県知事意見:平成28年度第11回風力部会資料 2-1-3参照 環境大臣意見:平成28年度第11回風力部会資料 2-1-4参照	
審査結果	環境審査顧問会風力部会等の意見を踏まえ、特定対象事業に係る環境の保全についての適正な配慮がなされるよう、必要に応じ、勧告を行う。	
備考	本審査書は事業者から届出された環境影響評価準備書を基に作成したものである。	